

“食べてみんなね！長崎”県産品愛用推進協力店制度実施要領

（目的）

第1条 本県には、豊かな自然の中で育まれた海の幸、山の幸をはじめ、長い歴史や海外との交流によって生まれた独特の食文化など、全国に誇れる県産品が多数存在する。

このような、県内で生産される県産品を県民一人ひとりに紹介し、その愛用を促進する（以下「県産品愛用」という。）ことは、県内産業の活性化、雇用機会の増大などに大きく貢献する。県産品の愛用を推進するためには、県産品を積極的に取扱い、販売する店舗を広く募集し、県民に紹介することが必要である。

このため、県産品愛用に積極的に取り組む意志を持ち、今後も継続して推進していく旨を自ら宣言した県内の販売店を「“食べてみんなね！長崎”県産品愛用推進協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、その活動を支援することにより、県民と協働して県産品の利用拡大に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「県産品」とは、県産の農林畜水産物、及び製造者または販売者が県内事業者である製品・加工品（惣菜を除く食品）をいう。

（協力店の対象とする販売店の範囲）

第3条 協力店の対象とする販売店は、県内に所在する量販店、スーパーマーケット、百貨店、直売所、物産館及び小売店（量販店、百貨店、スーパーマーケットなどにテナントとして出店しているものを含む。）（以下「販売店」という。）のうち、県産品を常時一般消費者に販売している店舗とする。ただし、自社製品のみを販売する製造直売所は対象外とする。

（協力店の責務）

第4条 協力店の責務は、次のとおりとする。

- （1）年間を通じて県産品コーナーを設置、または県産品を積極的に取り扱っている旨を表示できること。
- （2）県産品愛用推進の独自の取組を宣言及び店内に掲示し、実行できること。
- （3）県が実施する県産品愛用推進のキャンペーン等に協力すること。
- （4）食品衛生法、JAS法など、関係法令を遵守していること。
- （5）店舗の所在地、電話番号等及び宣言内容を県のホームページほか県の広報媒体に公表されることを承諾すること。

（県の支援の内容）

第5条 協力店に対する県の支援は、次のとおりとする。

- （1）県産品愛用推進協力店であることを表示するのぼり、県産品愛用推進ポスター等の広報ツールを無料で配布する。
- （2）協力店は、広告チラシや販売促進ツール（店内ポップ、パックシールなど）に県産品愛用推進ロゴを使用することができる。（初回のみ申請）
- （3）県民に対して協力店の紹介等、普及宣伝活動を実施する。

（登録の申し込み）

第6条 協力店への登録の申し込みは、次によるものとする。

- (1) 登録は店舗毎に行い、登録を希望する販売店は、“食べてみんな！長崎”県産品愛用推進協力店登録申込書(以下「登録申込書」という。)(様式第1号)により申し込むものとする。
- (2) 登録申込書は、長崎県文化観光物産局物産ブランド推進課へ郵送、電子メールまたはファクシミリにより提出する。ただし、ファクシミリによる申し込みの場合は、着信確認の電話をしなければならない。
- (3) 複数店舗を有する販売事業者にあつては、様式第1号に複数店舗登録申込書(様式第2号)を添付することによって一括して申し込むことができる。
- (4) 登録申込書の受付は、別途定める期日までとする。

(登録の通知)

第7条 県は、申請の内容を確認し、販売店を協力店に登録したときは、申請者に“食べてみんな！長崎”県産品愛用推進協力店登録通知書(様式第3号)を交付するとともに、県のホームページに公表する。

(登録内容の変更及び登録の取り下げ・取り消し)

第8条 協力店は、登録内容に変更が生じた場合及び登録を取り下げようとする場合は、“食べてみんな！長崎”県産品愛用推進協力店登録内容変更・取り下げ届出書(様式第4号)を長崎県文化観光物産局物産ブランド推進課に提出するものとする。

- 2 県は、協力店がその条件を満たしていないと判断した場合は、協力店の登録を取り消すことができる。

(情報管理等)

第9条 第三者がホームページ等に掲載された協力店の情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と協力店の間で解決するものとし、県は一切の関与及び責任を負うことはできない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月18日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年3月15日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成25年4月1日から施行する。